

同廿七日
 一、咸涼丸蒸氣船乗様メシ被 仰付、翌廿八日夕
 刻罷帰り、直ニ泊リ候事、

同廿九日
 一、御笠八御旅中 御歩行之節、白叩裏金御用ひ
 二相成候間、(屏内保之カ)伊豆守殿被申聞候、

一、御先立 御旅館ハ御年寄衆、御昼休ハ御側衆、

同廿一日
 一、御旅中五時御夜詰引、朝ハ一番貝ニ而一統起立、支度次第入込、二番貝ニ而御先番出払、伺之上為吹候事、

一、御旅館ヘ御注進左之通、
 一、小荷駄御先
 一、御宿入

同廿二日
 一、御旅館ヘ御注進左之通、
 但御衣冠差上候事、尤高倉侍從罷出候、

同廿一日
 一、六半時、御供下り三而駿府 御発駕、久能山江被為 来徳音院⁽³⁾ニ而御紋付・御召替、御參詣被遊、七ツ時過駿府 (酒井忠謙)御城代邸ヘ 還御、

一、久能山 御宮ヘ自拝被 仰付、麻上下着自拝、御神前ニ而神酒頂戴、非番ニ付 御着前下宿致候事、

同十三日
 一、卯上刻御供揃ニ而、五時過御坐之間ニ而御二家様 (徳川茂徳・茂承・慶基)御対顔、御熨斗拵出ル、御小性相勤、備 御前、直ニ引、相済テ溜詰初御年寄衆・若年寄衆 御目見相済、大広間御駕籠台より四時前 出御、品川御休、東海寺⁽¹⁾ヘ 被為入、
 御注進之廉左之通、

同十四日
 一、御幕
 一、御先馬
 一、御宿入

但委しくハ抜書帳ニ認置候間略ス、

同廿二日
 一、二条御廄曲輪ニ而 御乗馬有之候事、
 右之通御三獻差上ル、委細ハ別帳ニ記ス、

同廿一日
 一、三条御廄曲輪ニ而 御衣冠被為 召、御対顔有之候事、

同十一日
 一、二条 御城 出御、施薬院⁽⁴⁾ヘ被為 入御、召替御衣冠 毛拔形御太刀 御下劔御懷ニ而 御參内、御唐門外ニ而 御下輿、御步行ニ而 御車寄より被為
 二而 御下馬、御跡より御參詣御次第有之御氣色二而、最前之通り御行列、上加茂⁽⁶⁾ノ鳥居ニ而御下馬、御跡より 御參詣相済、四時比御參内、九時頃比一旦施薬院ヘ被為入、
 夜七時過二条 御城ヘ 還御、
 一、勅使參上ニ付、御衣冠被為 召、御対顔有之候事、

同十四日
 一、御手当金四分一被下候、

一、金五拾三両三分宛 御小性へ

三月十七日

一、^(徳川茂承)紀伊中納言様へ

御対顔有之候事、

一、来ル廿一日 御発駕被 仰出候事、

一、此度(小笠原良行)図書頭殿江戸表へ帰府二付、御手自御

羽織被下候事、

竹内日向守
外二
御納戸
拾人

同十九日

一、今日御先帰り備中守(高井東孝)初御小性七人致出立候事、

一、今日 御参内被遊候事、

但御衣冠上ヶ候事、

一、明後廿一日 御発駕御延引ニ相成候段、被

仰出候事、

同廿日

一、今日 御乗馬被遊候事、

同廿一日

一、明後廿三日 御発駕、東海道筋 還御可被遊

旨被 仰出候事、

同廿二日

一、明後廿三日 御発駕、東海道筋 還御可被遊

一、夕刻 御参 内被遊候事、

同廿三日

一、今日 御發駕御延引被 仰出候事、

同廿四日

一、今日 水戸殿へ 御対顔被遊候事、

同廿五日

同廿六日

一、松平春嶽殿總裁職 御免、逼塞被 仰付候事、

同廿八日

同廿八日

一、今日 御乗馬有之候事、

同廿九日

一、此度奥向之者猶又御先帰り被 仰付候義八深
き 御趣意有之候御事ニ付、一同厚く申合、何
レも介合御差支不相成様、忠勤相勵可被申事、
但時宜ニ寄り頭取兩掛り之面々も介合相勵

同廿九日

一、今日 御参内被遊御直垂、御夏扇毛抜形、御

帶無之、去ル廿日之通り 御参内中寮之御馬

御拌領 天益其外御頂戴有之 還御、

右於御灯部屋両頭取江伊豆守殿被申聞候事、

可被申事、

同三十日

一、明十一日、石清水社(江内保之)御供奉之処、御風邪

二付御断被 仰上、御延引被 仰出候事、

同三十一日

一、内藤壱岐守初御先帰之者、今日出立致候事、

同三十二日

一、今晚七半時、御供揃ニ而大坂表へ 被為 成
候段被 仰出候ニ付、石清水八幡へ御先番ニ罷

出、御同所御手水役相勤、直ニ大坂御城へ御先

番ニ罷越候、八幡宮御參詣済、直ニ橋本宿よ
り船ニ乗り、大坂八軒家より上り止宿致し、支度之上直ニ大坂 御城へ罷出候、尤宿へ御番直
二相勤申候、一、上二者二条御城六時過 御発駕、夫より石清直
関口筑後守一、上二者二条御城六時過 御発駕、夫より石清直
藤井若狭守

水社へ御参詣、同所九半時過出御、橋本宿より御乗船、夕七時大坂御城着御被遊候、
一、六時過、御供揃三而出御、安治川筋御乗船、天保山冲合二而蒸氣船へ被為召、摶海
岸御巡覽被遊、所々御上陸被遊、相濟元御川筋御通船夜九時還御、
但御供相勤候事、

同廿六日

一、今日神寄川辺御成、所々御台場等御巡覽被遊、還御掛御乗船三而六時前還御被遊候、
同廿八日

一、暁七半時、御供揃三而大手御門より御乗馬、天王寺御通抜、天下茶屋⁽¹³⁾三而御小休、夫よ
り堺奉行御役宅三而御二度目御膳上ル、立花而順動丸蒸氣船へ御召移り、泉州沖手より紀州友ヶ島へ被為入夫より御引戻し、大川浦⁽¹⁵⁾

二而御碇泊、翌日朝六半時前御出帆、加太浦⁽¹⁶⁾より御関船ニ御乗移り、同所より御上陸、
^(徳川茂承)紀伊中納言様御出迎ひ、御案内ニ而淡嶋神主宅江御休ミ、中納言様被御対顔、四半時過勝野流小筒打方御覽被遊、友ヶ島御固之御家來江御目見被仰付、相濟順道丸へ御召移り、天氣模様不宜候ニ付、直ニ御引戻し、七時前目印

山沖江御着船、夫より御上陸、松平相模守砲台御覽、并大砲打方御好ニ而御覽相濟、陸路通り、五半時過還御、
一、紀州加太浦迄御供相勤、夫より和歌御宮⁽²⁰⁾并御靈前へ御内々、御名代相勤、夫より浜中長保寺御廟へ無急度御名代相勤、五月三日朝五半時過大坂御城江着致し候事、

一、御代拝相勤候ニ付、紀伊殿御用人宮地久右衛門万端世話致し、大坂表迄送り參り候事、
但右ニ付、久右衛門江御反物被下候事、外二附添之者へ銀壱枚も被下候、

一、和歌雲蓋院⁽²²⁾長保寺江左之通御納候ニ相成候、
一、御靈前江

一、御靈前江
右同断

一、頤龍院様
一、憲章院様
一、鶴樹院様
長保寺
右同断

一、南龍院⁽²⁶⁾様御初
白銀拾枚

右之通り、

五月四日

一、今日御早召ニ而幸栄島御渡越、幸町海岸船場より御召船へ被為召、播州舞子浜・淡州由良戸所々御巡覽、翌朝六半時比還御被遊候、

一、御乗馬御召切ニ而被為成候ニ付、御召梅崎へ乘馬致し、幸町迄御供、夫より大坂御城へ相戻し候、

同六日
同十日

一、今日御乗馬被遊候事、

一、明日大坂御発駕被仰出候ニ付、二条御城江御先番ニ付、同日八時過一旦下宿、大坂八軒家より乗船致し、翌十一日四ツ時比京地旅宿へ一旦参り、八半時頃より二条御城江罷出候處、又七半時還御被遊候、

同廿八日

一、今日御参内被遊候事、
但施薬院江御先番相勤候事、

五月廿三日

一、本阿弥⁽²⁹⁾へ御預ケニ相成居候鬼丸太刀御取寄、
御覽有之候ニ付、拝見致し候事、

同廿四日

一、御短刀身
綾小路定利
右ハ本願寺より内献上致し候事、

同廿六日

一、竹本隼人正・高井備中守・中川右京亮・竹田越前守・木村中務少輔・酒井対馬守・右支度次第上京仕候様被仰付候段、江戸表より申来候事、

一、御乗馬御召切ニ而被為成候ニ付、御召梅崎へ乘馬致し、幸町迄御供、夫より大坂御城へ相戻し候、

六月三日

一、今日御暇之御参内有之候事、

但施薬院へ御先番相勤候事、

同九日

(徳川茂徳)

一、今日尾張様へ 御対顔、肥後守 (松平容保) 御目見被

下物等有之、二条御城御玄関より 御発駕被

遊、淀川筋 御乗船、備前島より (1) 御上り、七

半時比 御着城被遊候事、

六月十三日

一、今朝七半時御供揃三而、六半時比大坂御城御

發駕、安治川筋 御乗船、天保山沖合三而蒸氣

船順動丸へ被為 召候、

一、御乗船御供左之通り、

御小性頭取

(美孝)

高井備中守

(賀三郎)

野村丹後守

(賀三郎)

渡邊大隅守

(賀三郎)

木村中務少輔

(賀三郎)

大久保隱岐守

(賀三郎)

鈴木摂津守

(賀三郎)

石谷安芸守

(賀三郎)

池田伯耆守

(賀三郎)

一、朝六半時過同所

御出帆、同大嶋港へ

(32) 御着船、

同十四日

一、七半時過紀州由良港へ御碇泊被遊候事、

夫より 御上陸、錦江山無量寺江御立寄、御召

(33)

湯等有之、御側向入湯いたし、夕刻 御乗船二

相成、御碇泊無之直ニ御出帆、同十六日朝品川

沖へ 御着船、夫より御端舟へ被為召、浜御庭(36)

へ被為 入御、供宜段申上り、八半時頃益御機

嫌能 御帰城被遊候、

一、品川沖より御先江参り、一旦帰宅、直ニ支度

之上登 城致し候事、

一、二月十三日 御発駕より京地へ 御着渡、諸勤

向其外并六月十六日 御帰城迄之留扣別帳ニ委し

く認置候間略ス、

同一日

右之通今日跡より着致し候事、

一、御預り御馬今日着致し候段、御厩より申来り

受取候事、

昭徳公事蹟

再度 御上洛之記第一

手記
野村靜山
(賀三郎)

文久三年

十一月朔日

一、今度京都より 御上洛被 仰出候、

十一月五日

一、京都より被 仰出候趣も有之候三付、御軍艦

二テ 御上洛可被遊旨被 仰出候、

川口志摩守

坪内但馬守

榎原美濃守

十一月

(テキママ)

一、御上洛御供左之通被 仰付候、

総裁職

山名佐渡守

依田筑前守

大久保備前守

酒井対馬守

戸田土佐守

村松長門守

新見相模守

諏訪甲斐守

跡部出雲守

御老中	酒井雅樂頭殿	若年寄衆
	田沼玄蕃頭殿	(忠 誠)
	水野和泉守殿	(忠 精)
	有馬遠江守殿	(道 純)
御側御取次	坪内伊豆守殿	坪内伊豆守殿
	稻葉兵部少輔殿	(正 已)
御側御用御取次	村松出羽守殿	
御側泊方	跡部伊賀守殿	
御留守御老中	土岐下野守殿	
新見伊勢守殿		
酒井肥前守殿		
松平周防守殿		
井上河内守殿		
牧野備前守殿		
同若年寄衆		
諏訪因幡守		
松平縫殿頭殿		
立花出雲守殿		
平岡丹波守殿		
若年寄格		

十一月五日 御上洛之節御供被 仰付候、
秋岡右京亮殿種樹

之節御供被	秋岡右京亮殿
發駕前御役替被	御小性組番頭格
御小性頭取	竹本隼人正
仰付候、	御小性番頭格
新御番頭格	御小性頭取
御小性頭取	木村紀伊守
御小性頭取	藤沢讚岐守
同介	中川備中守
御小性	野村丹後守
大沢豊前守	大沢豊前守
竹田越前守	竹田越前守
木村備後守	木村備後守
大久保隱岐守	大久保隱岐守
室賀伊予守	室賀伊予守
山名壹岐守	山名壹岐守
鈴木摶津守	鈴木摶津守
池田伯耆守	池田伯耆守
酒井対馬守	酒井対馬守
戸田土佐守	戸田土佐守
村松長門守	村松長門守
新見相模守	新見相模守
跡部大隈守	跡部大隈守
中奧御小性被仰付	中奧御小性被仰付

永田郷右衛門	木造鋒太郎	松波道太郎	金田英之助	中奥御小性被仰付 右之通御供被仰付候、 飯塚勘解由
土岐金三郎	被仰渡雅樂頭殿 <small>(酒井忠綱)</small>	兩小納戸頭取		
御膳番	奥之番	三人	二人	同介
平小納戸肝煎共	四十人			右同断、
十二月二日				一、御上洛之節左之御指料御差廻しニ相成候、
一、御船中御用	一、御大小	御大小	御大小	一、御大小
一、吉法城寺房	一、兼水	一、兼水	一、兼水	一、無銘
青文殊江	一、則光	一、文字光	一、文字光	一、康光
				一、盛景弘
				一、義弘
				一、御大小

御先廻し御小サ刀

一、長光 一、行光

御船中御用御短刀

一、來国俊 一、來国次

右之通、
一、貞吉 一、師景

十二月五日

御召御軍艦入

一、御長持 壱棹

一、両掛 三十荷

御軍艦入御供之分

一、御長持 四棹

右之通朝倉播磨守(後徳)へ達置候、

一、國時 御太刀

一、兼光毛抜形 同

一、貞真毛貫形 同

一、國俊御鞘卷 同

但御先廻し、

一、御軍艦二付 御上洛二付、御小性一同御召船

へ乗組候様被 仰付候段、出羽守殿(村松武義)被申聞候、

十二月十一日

御腰物奉行御供無之候、

御腰物方

鈴木与左衛門

柳沢孫左衛門

加藤寛介

本多晋之丞

同 同心

但御用捨、
一、御上洛御先廻御馬、

一、鳴門

御召一、名生

一、大宮

同 一、秋山

一、栗谷川

同 一、若柳

一、梅崎

同 一、藤ノ森

一、岩井沢

同 一、錦戸

一、瀧ノ上

同 一、西村

一、若宮

同 一、法伝

一、津谷川

同 一、末吉

一、若村

同 一、中沢

一、杉沢

同 一、下宮

一、中春

御厩向御供

村松静之助

諏訪部鎮次郎

曲木仙之助

大武藤助

鶴見忠兵衛

所半三郎

織田直吉

岡部献藏

御馬乗

都築藤一郎

諏訪部鎮次郎支配

同見習

小川金之助

長谷川鍵三郎

市川庄之丞

(村松武義)

一、御召船へ乗組候御小納戸頭取初左之通、
出羽守殿(後徳)被申聞候、

一、御上洛御軍艦御召船へ御茶・弁当二荷共入組

一、朝倉播磨守(後徳)

野田三郎右衛門

溝口源右衛門

服部藤左衛門

服部七五郎

青山三右衛門

守山金太左衛門

河田助兵衛

駒井志津磨

近藤甚左衛門

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

村松靜之助支配	竹田金次郎
鶴見七左衛門支配	井出兵作
曲木仙之助支配	中島督之助
諏訪部鎮次郎支配	爪髮役
岡本源助	御口之者
式拾老人	四拾老人
御馬飼	內組頭式人
十二月八日	十一月八日
一、當春之通御預御馬	御上洛之節、為率申度段
書付差出候處、其通二而宜旨出羽守殿被申聞候、	<small>村松武義</small>
一、此度 御上洛三付、御供之面々へ旅御扶持被	
下候、	
一、米百石四斗	
御小性	
御役高五百俵	
但一日老人米五合十六人扶持一培之積	
り、日數四十日分、	
文久三年十二月 連名	
津野権次殿	
松村徳之左殿	
花田武兵衛殿	
竹島東太郎殿	
篠山金次郎殿	

一、御上洛之節、但御小性頭取部屋書物書物入、其外共當春之通り、

高田八左衛門殿

十二月三日 春慶御長持 五棹

十一月六日

一、御在京中二条御城相詰候面々、布衣以上・以下とも御料理ハ不被下候、銘々之旅宿より弁当持参、奥向ハ御配被下候、布衣以下之者ハ諸向共御賄料被下候事、

一、御上洛ニ付、御供之面々在京中并旅行之面々殿中旅籠錢等、都而当年之通り、大坂表 御滯留中ハ旅行通り之払方、

御勘定奉行 壱人 大目付 一、
御普請役 壱人 御目付 一、
御小納戸 四十人
御鉄砲方頭組共 壱組

御座船 揚ラ口
御座船

成、御召翔鶴丸へ 御乗船被遊、御同所へ 御碇泊被遊候、
同廿八日晴
一、朝五ツ時頃、品川沖 御出帆、四時過浦賀港³⁸
江 御着船 御上陸、所々 御巡見、六ツ時前
御召船江 御移り 被遊 御碇泊、
同廿九日、少々風
一、朝五時比、浦賀港 御出帆、四時前より相模灘³⁹
御通船、八半時頃下田港⁴⁰へ 御着船、夫より
御上陸、同所海善寺へ 御立寄、夕刻御乗
船被遊 御碇泊、
同晦日、風
一、今日烈風二付、下田港へ 御滞留、御上陸
被遊、同所玉泉寺⁴¹へ 御立寄、無程 出御、所々
御巡覽被遊、相濟海善寺へ 被為 入、同所へ
御一泊被遊候、
但御供之者夫々下宿へ 参り支度等致し、明
番之者ハ下宿へ 泊り申候、 明
同四日、曇ル
一、今日風模様宜相成候二付、五時比 御乗船、
同刻過小浦港 御出帆、遠州灘順風ニテ 御
通船、夜五時比志州安乗港⁴²へ 御着船、同港江
御碇泊、
同所へ 紀州役人出張
同五日、曇ル
一、今朝六時過安乗港 御出帆、八半時頃紀州
大島港へ 御着船、夫より大島之寺院蓮生寺江
御立寄被遊、直ニ鯨舟へ 被為 召、同所串本村
江 御上陸、錦江山無量寺へ 七ツ時過被為 成
御一泊被遊候、
串本村無量寺江
同六日、風
一、朝五半時比大島港 御出帆、夕七ツ時比由良
港江 御着船、一旦同所へ 御上陸、無程御召船
へ 御戻り被遊 御碇泊、明ヶ番之者御先へ 乗組、
同所へ 紀州役人出張
同七日
一、今日ハ御供船御待合二付 御滞留、四時過昨
日之通 御上陸、所々 御一覽、九ツ時頃散金
寺へ 被為 成、七ツ時過翔鶴丸へ 御戻り被遊候、
同八日
一、今日六半時前由良港 御出帆、九時過攝州目
印山沖へ 御着船、遠江守殿・右京亮殿始御出迎、
八時比天保山へ 御上陸被遊、八半時比麒麟丸江
遊、所々 御一覽、同所へ 御戻り被遊、御一泊
被遊候、
同二日、晴風
御用人 大野藏人
御先手物頭 岡山勘ヶ由

一、今朝風模様宜敷相成候三付、五時頃同所港御
出帆、伊豆之海御通船之処、又々西風強、御船
へ浪打込動搖強候二付、俄ニ同所小浦湊⁴³へ 御風
待被遊、同所へ 御上陸、西林寺江⁴⁴御立寄被遊、
所々 御一覽被遊、夕刻 御召船へ 被為 入
御一泊、
同三日
一、五時前 御船より 御先ニ 上陸致し、下宿支
度等致し、西林寺江罷出ル、
一、五時過 御上陸被遊、風模様不宜候二付、同所
へ 御一泊被遊候、
同四日、曇ル
一、今日風模様宜相成候二付、五時比 御乗船、
同刻過小浦港 御出帆、遠州灘順風ニテ 御
通船、夜五時比志州安乗港⁴⁵へ 御着船、同港江
御碇泊、
御用人 三輪源十郎
御先手物頭
大沢五百次郎
久世三右衛門
同六日、風
一、朝五半時比大島港 御出帆、夕七ツ時比由良
港江 御着船、一旦同所へ 御上陸、無程御召船
へ 御戻り被遊 御碇泊、明ヶ番之者御先へ 乗組、
同所へ 紀州役人出張
同七日
一、今日ハ御供船御待合二付 御滞留、四時過昨
日之通 御上陸、所々 御一覽、九ツ時頃散金
寺へ 被為 成、七ツ時過翔鶴丸へ 御戻り被遊候、
同八日
一、今日六半時前由良港 御出帆、九時過攝州目
印山沖へ 御着船、遠江守殿・右京亮殿始御出迎、
八時比天保山へ 御上陸被遊、八半時比麒麟丸江
遊、所々 御一覽、同所へ 御戻り被遊、御一泊
被遊候、
同二日、晴風
御用人 大野藏人
御先手物頭 岡山勘ヶ由

御乗船、安治川通 御通船、於同所御川船
土佐丸へ被為召、同所川筋堂島川より備前島へ
御着船、夫より御上りニ相成、御駕籠ニテ追手
御門より桜御門御玄関江五ツ時前 御着城被遊
候、

一、夜五時頃下宿豊島門蔵ト旅宿へ泊り申候、尤
家來參り不申候間、一統同所ニ止宿致し候事、

同九日

一、今日例刻より旅行之服ニテ當番ニ出申候、
一、昨日 御入城之節、役當左之通り、

大坂御城江 飛驒守
御先番 立花鑑定

目印山より
大坂へ
御先へ相越

筑前守
壹岐守 山名
讚岐守 松波
英之助 金田
相模守 新見
備後守 石川

佐渡守 伊予守 安房守 紀伊守 長門守 壱岐守 筑前守
室賀守 摂津守 竹田守 藤原守 村貢守 村貢守
隠岐守 大久保守 前守 丹後守 道太郎 道太郎
守 予守 守 守 守 守 守 守

同十四日

一、大阪御発駕二付、御先御供割左之通、
十三日御先
（石川）
備後守
筑前守
長明守
（依田）
安房守
（村松）
（諫訪）

右二付、御旅館へ参り、紀州様御小性頭取伊達
蔵助へ逢ヒ、御口上申述候處、中納言様御前へ
被召出候三付、御口上之趣御直ニ申上候處、
意之趣難有ト御直ニ御答有之候、

一、兩人へ御菓子御袴地壹反も被下候、

セ参り候事、

一、丹後守・隱岐守、（大久保）
（徳川茂承） 紀州様へ御使相勤候事、

但御内々御使ニ候、被進之御品ハ持人へ持
同十一日

一、家来到着迄ハ六尺相勤候事、

（堀）
勘ヶ由
（飯塚）
（継力）
鉢太郎
（木造）
郷右衛門
（永田）
長門守
（松村）
甲斐守
（諫訪）
対馬守
（酒井）
土佐守
（戸田）
美濃守
（池田）
伯耆守
（神原）

壱番類

飛驒守(中川)
讃岐守(藤沢)
越前守(竹田)
豊前守(大沢)
伊予守(室賀)
摶津守(鈴木)
美濃守(榎原)
壱岐守(山名)
土佐守(戸田)
相模守(新見)
甲斐守(諫助)
肥後守(竹内)
日向守(竹内)
徳之助(継之助)
同十六日泊り

紀伊守(木村)
安房守(諫助)
丹後守(野村重三郎)
備後守(大久保)
隱岐守(石川)
佐渡守(田代)
佐前守(酒井)
筑前守(依田)
伯耆守(池田)
駿河守(岩谷)
長門守(松村)
対馬守(村)
安芸守(石谷)

二番類

白銀 三枚 淀茶差配人
并茶船稼トモ
信濃守(松平)
元之丞(中根)

右櫛餅二重入 御覽候三付、右之通り白銀被下、
御小納戸頭取朝倉播磨守相渡し候、
一、六半時比伏見豊後橋(笠)より御上陸被遊、御役宅江
御一泊被遊候、

同十二日

一、(德川茂承) 紀州様御登城、御対顔有之候、御休息へ
被為 入、緩々御咄等も有之、御菓子御茶上ル、
御給仕御小性、

同十四日

一、暁八半時御供揃三而七半時頃御供宜敷段申上
り、御狭管出御、召物触無之、無程 出御、京
橋口(64)より備前島御上り場より二ノ御船へ被為
召、淀川通被為成、

一、御玄関より被為 成候ニ付、御先御頭取壱人、
御小性五人御付ヶ御頭取壱人、御小性二人、

御付御

丹後守(野村貢三郎)
(竹田)
日向守(石谷)

安芸守(石谷)
(竹田)
伯耆守(池田)

越前守(竹田)
(石谷)

美濃守(榎原)

同十五日

一、御道筋、伏見街道左(58)へ、五条通り右(58)へ、寺町
通左(58)へ、三条右(58)へ、室町左江、二条通被為成、
右之通り御道書出候事、

一、明日御供揃時刻左之通、

一番貝 西洋四字 七時半
二番貝 同五六ノ間六ツ時
三番貝 六半時

白銀 三枚 淀茶差配人
并茶船稼トモ
信濃守(松平)
元之丞(中根)

右櫛餅二重入 御覽候三付、右之通り白銀被下、
御小納戸頭取朝倉播磨守相渡し候、
一、六半時比伏見豊後橋(笠)より御上陸被遊、御役宅江
御一泊被遊候、

同十二日

一、(德川茂承) 紀州様御登城、御対顔有之候、御休息へ
被為 入、緩々御咄等も有之、御菓子御茶上ル、
御給仕御小性、

同十四日

一、暁八半時御供揃三而七半時頃御供宜敷段申上
り、御狭管出御、召物触無之、無程 出御、京
橋口(64)より備前島御上り場より二ノ御船へ被為
召、淀川通被為成、

一、御玄関より被為 成候ニ付、御先御頭取壱人、
御小性五人御付ヶ御頭取壱人、御小性二人、

御付御

丹後守(野村貢三郎)
(竹田)
日向守(石谷)

安芸守(石谷)
(竹田)
伯耆守(池田)

越前守(竹田)
(石谷)

美濃守(榎原)

同十五日

一、御道筋、伏見街道左(58)へ、五条通り右(58)へ、寺町
通左(58)へ、三条右(58)へ、室町左江、二条通被為成、
右之通り御道書出候事、

一、明日御供揃時刻左之通、

一番貝 西洋四字 七時半
二番貝 同五六ノ間六ツ時
三番貝 六半時

御初獻	使退去最前之通	御送り相濟 入御、
免々角昆布	役当頭取	
同断勝栗	衣冠	
吹ちらし熨斗	同御小性	
御二献	竹田越前守	
同断数ノ子	同	
小角スミ五種盛	勅使	
甲立	坊城大納言	
五度器御臚煮	野々宮宰相中將	
御三献	肥後守	
間土器御吸物	相模守	
下輪	(新見)相模守	
御土器	士佐守	
御銚子	肥後守	
相模守	(戸田前か大沢)	
御加	飛騨守	
右之通差上相濟、	(中川前か大沢)	
一、八ツ時比 御座之間 出御	御黒書院二而 御対顔被遊候、	
(慶喜)一橋様 御対顔、年寄衆	右相濟、御下段 立御、	
御下段 御着座、春嶽殿被出	一、九半時過坊城大納言・野々宮宰相中將登城、	
入御、	御黒書院二而 御対顔被遊候、	
一、同刻過御召物触前同断、御座之間 出御	右相濟、御下段 立御、	
(御刀拭、上之御供其外諸大名被召出、相濟)	一、御着城恐悅出仕有之候事、	
立御 入御、	一、御板輿	
但入御之節御白書院御振合二付、御先立	右ハ 禁裏より被進候事、	
御側衆被致候事、	左棒者前へ置、一同平伏相濟 入御、	
一、九時過 勅使参上三付、御衣冠毛貫形御太刀	右棒者前へ置、一同平伏相濟 入御、	
上ル、勅使参向之節、御玄闕上拭板迄	一、御着城恐悅出仕有之候事、	
御誘引、(陸仁後の明治天皇カ)准后より	一、御板輿	
御口上之趣御同様相濟、勅	右ハ 禁裏より被進候事、	

同廿一日	同廿一日	御料理等被下候事、
一、今夜五時比俄ニ 勅使參上、御衣冠被為 召、	一、御菓子・御茶等被下候事、	
御対顔御送り相濟、同人御白書院へ被通、前文	御対顔御送り相濟、同人御白書院へ被通、前文	
同様御菓子・御茶・御料理等被下候事、	御菓子・御茶等被下候事、	
同廿二日	同廿二日	
一、五時御供揃ニテ二条御城 出御、御衣冠被為	一、此程 御挙領之 御板輿 被為 召候事、	
召、初テ之 御参 内、高倉侍従被參、御衣紋	一、初テ之 御参 内、高倉侍従被參、御衣紋	
差上申候、	差上申候、	
但御下重子上ル、御太刀毛抜形、	但御下重子上ル、御太刀毛抜形、	
一、御跡廻り 御馬并御預り 御馬着ニ付、見廻	一、御跡廻り 御馬并御預り 御馬着ニ付、見廻	
りニ参り候事、	りニ参り候事、	
一、禁裏より被進ニ相成候、御板輿為 御覽、御	一、禁裏より被進ニ相成候、御板輿為 御覽、御	
麻上下被為 召、御表へ 被為 入候事、	麻上下被為 召、御表へ 被為 入候事、	
右被 召出、御菓子・御料理被下候事、	右被 召出、御菓子・御料理被下候事、	

同廿三日	同廿三日	御料理等被下候事、
一、初テ之 御参 内之節、供奉相勤候諸大名六	一、初テ之 御参 内之節、供奉相勤候諸大名六	
側三被 召出、上意有之候事、	側三被 召出、上意有之候事、	
一、中納言様へ 御休息ニ而 御対顔、御料理御	一、中納言様へ 御休息ニ而 御対顔、御料理御	
菓子被進 御手自御側簞笥被進候、	菓子被進 御手自御側簞笥被進候、	
松平下野守	細川良之助	
(長岡謙美)	(細川謙久)	
同澄之助	同澄之助	

同廿四日

- 一、年頭之 勅使參向、大表 出御 御對顏被遊
候事、
一、勅使自分御礼申上候二付、御直衣 御召替被
遊、御對顏有之候事、
一、勅使之節八役當、衣冠自分、年頭御礼之節ハ
大紋三而相勤候、

同廿五日

- 一、両本願寺門跡参上二付、御熨斗目・御半上
下ニテ 御對顏被遊候事、
一、左之御品々 思召ニテ肥後守・(松平容保)大和守(松平直克)へ被下
候事、

一、縞縮纏 三反

御目録書ニテ 松平肥後守

一、御鞍鑑 金壺万両

一、縞縮纏 三反 松平大和守

同廿七日

- 一、今日四時御供揃ニテ、施薬院へ被為 成、御
衣冠御下重無之、毛貫形御太刀差上、御參 内
被遊候、

但高倉侍(承祐)從罷出、御衣紋差上ル、
(晴雄)土御門

同廿九日

- 一、九半時過 御小直衣被為 召、大広間 出御、
御上段 御着座、

高辻少納言(修長)

同四日

- 御位記入 御覽、箱持之、於御下段入 御覽、
直二 入御、
一、中納言様へ 御對顏、
御三所物 御鍔
右被進候、

二月朔日

- 一、御休息ニ於テ 中納言様へ 御對顏、御料理被進、
御半ニテ松平春嶽殿被出、御同様御下ヶ之御印
籠被進被下候、

(徳川茂承)
金地日ノ出二鶴
御印籠 中納言様へ、
金地御印籠 春嶽殿へ、

右御手自被進被下候事、

同二日

- 一、今日 御城内 御覽、所々御廻り被遊、当番・
明番共御供被 仰付候事、
一、稻葉(正邦)長門守御休息ニテ 御目見被 仰付、左
之御品々被下候事、

八丈島 二反

御印籠 金三百両

但御印籠八御目録、

同三日

- 一、今日 紀州様御旅館へ御旅中御安否御尋被仰進
候御使相勤ル、
被進物

同五日

松平春嶽

一、御菓子、御杉重

右御使御口上之趣、御用人広田塙之右衛門へ申
演候処、(徳川茂承)中納言様御直ニ御札被 仰上候ニ付、御前へ罷出候様、津田三助申聞、御目見仕候処、
右御札御直ニ被 仰上候間、其段入 御聴御用
掛衆へも申上置候、

同四日

- 一、御厩曲輪於御馬場御乗馬有之候、明番ニ付居
残申候、

一、(アキママ)

去月廿七日 御参 内被遊候處、神武天皇御陵(60)当節御修補御成功ニ至、深宸賞被為、在從一位
可有宣下 御内意被 仰出候處、此度 御転任被 仰出候上之儀ニ付、御辭退被為 在候得
共、格別ニ 思召ヲ以被 仰出候義ニ付、宣言

被遊 御頂戴候、此段申達候様 御意ニ候、

右之通出仕之面々へ於席々和泉守申達候 老中列坐、

之御品々被下候事、
一、(アキママ)

一、来ル七日泉湧寺(61) 御參詣、
御供揃 五ツ時、

右之通被 仰出候、

御道書

- 一、二条 御城東御門左へ、二条通り右へ、室町通
寺町通り左へ、五条橋御渡り右へ、伏見街道左へ、
大路橋御渡り、泉涌寺表門、還御御道筋同断、

島津大隅守(久光宗城)
伊達伊予守(宗城)

右御休息へ被召出御用等有之、三人へ御菓子・
御茶被下、尤御給仕御小性ニテ致し、思召ヲ以
大隅守・伊予守兩人へ御提ヶ之御印籠 御手自
被下候事、

同六日

一、奥御稽古場ニテ詰合、講武所之者剣術試合被
仰付、御覽済、

小菊 一本
御下緒 一掛
扇子 二本ツ、

右之通被下候事、

一、左之御品々(徳川茂承)より御内々伊達内蔵助を以
御上ヶ 被遊度、旅宿へ同人參り申聞候間、直々
登 城入 御覽候、其段(土岐朝昌)下野守殿へも申上置候、

一、御印籠
一、鴈 六羽
右之通り、

同七日

一、今日五時御供揃ニテ 御直衣御表宜しき段申
上り、出御、

殿中役当
熨斗目半袴
御先立 戸田土佐守
木造肥後守

御太刀 大久保隱岐守
泉湧寺役当(徳川茂承)
御手水兼 新見相模守 金田日向守
御先勤 話訪甲斐守
御手水兼 新見相模守 金田日向守
御手傘兼 御手傘兼内 溝口出羽守
御傘 大紋御小納戸(常純カ) 服部筑後守
御途中 酒井対馬守
御供 村松出羽守
永田駿河守
松波安芸守
飯塚信濃守
中根若狭守

一、路次悪敷、わらじ白足袋相用申候、

一、四半時比泉涌寺へ被為 成、御休息ニテ 御櫛
御衣冠被(毛賀形) 召(定功) 御櫛
御小納戸(石川経理) 上ル、伝奏野宮宰(中將) 相中將・
勸修寺左 小弁両人召出し有之御対顔、御正面
少々横 御座所相濟テ 御正面三御通被遊、長
老始 御目見有之、御都合宜敷段申上り、伝奏
御先立ニテ御開基四条院 御影堂へ 御拝、夫
より 御位牌所へ被為 入、夫より 御廟へ
御参詣、相濟テ御休息ニテ 御直垂 御召替、
御供宜しき段申上り、同所玄関より 出御、八
半時過二条 御城へ 還御、

同九日

一、旅御扶持三十日分被下候事、

一、八半時比紀州様御登 城、御休息ニ而 御対
顔、種々御咄等有之、御菓子・御茶上ル、御給
仕御小性、御同所様御国元より御取寄せ之御干
菓子(徳川茂承)御持參、御前ニテ 御膳番御開御試致し候
上、中納言様にも御試、公方様へ御上ヶニ相成、
相濟テ剣術稽古場へ 御同道ニ而 被為 入、
奥詰剣術試合御覽被遊、紀州様より被為進候御
台様之品々(徳川茂承)御前ニテ奥詰之者江被下、相濟テ
御休息へ 被為 入、御酒・御吸物上ル、御小
納戸御給仕御酌ハ御小性の方相勤ル、御半ニ
テ 御手自御文具被為 進、御黒書院へ 被為
入御、同所ニテ中納言様へ会席御料理被為進、
御小納戸御給仕致し、其節丹後守・伊予守・
土佐守(戸田)・長門守御相手二罷出、六半時過御退散、
一、九時過 御黒書院へ 出御、 御上段ニテ
知恩院宮(尊秀法親王)へ 御対顔被遊候事、
一、八ツ時過 御座之間御替序御黒書院出御、御下
段御着座、

一、九時過 御黒書院へ 出御、 御上段ニテ
知恩院宮(尊秀法親王)へ 御対顔被遊候事、
一、八ツ時過 御座之間御替序御黒書院出御、御下
段御着座、

松平肥後守
家来

一、今日不時之 御參 内被遊候、

但高倉侍從罷出候、明番より 御先へ 施薬

院へ 参り居、御衣紋済退出、

同十五日

一、御座之間 出御、

松平春嶽

守護職被 仰付之、

松平肥後守

軍事總裁職被 仰付之、

松平春嶽

一、御在京中頭取壱人附添、出張申合、劔術稽

古致し度、下野守殿へ御咄申上候處、宣敷旨

被申聞候、

同十六日

一、御休息へ松平春嶽殿被差出、大藏大輔と名被下、

御手自御短刀兼道守 美濃守被下候事、

一、松平肥後守御休息へ被召出、御懇之 上意有

之、御手自御拵付御刀秀光 備前国被下、相濟引、

同十七日

一、今日五半時より 御乗馬 被遊候、當番二付

早出致候事、

一、毎月

一、二七 会誌

一、四九 輪講

右定日出席之事、

但御小性・御小納戸共重立并世話之者、當番・明ヶ番共銘々可罷出候事、

一、定日之分秋月右京亮殿・林大學頭等所々出席

之事、

一、定日御用不被為 在候節ハ、可成丈 出御被遊、

御会謁・御輪講等一同 可被遊候事、

一、一ヶ月兩三度詩文会可仕候、御題ハ 思召ニテ

被 仰付候事も有之候事、

侍文会之節ハ猶々 思召ヲ以 御菓子被下候

事、

右之通下野守殿被御申聞候、

同十八日

一、今日於 御厩、一橋様慶喜・橋本中納言御一所二

御乗馬被遊候處、天氣相ニ而御延引ニ相成候事、

一、禁裏より左之御品ヲ 被為 進候、

一、青目籠 御肴

一、御火鉢 一対

一、御文庫 二

一、御菓子 一台

御使

土山淡路守

准后より被為 進候御品

一、御衝立 一

一、純子 三反

御杉重

一、御菓子 一組

御使

右同断

御使

右同人

一、七時過、於御休息橋本中納言 御對顔、御茶・

御菓子等被下、相濟、御吸物・御肴・御酒被下、御

小納戸給仕二而持出ル、上江も同様上ル、一橋様・

大藏大輔・肥後守御相伴、夫々御肴出、御酌ハ平御

小性ニ而相勤、御医師御取持ニ出ル、御膳被下、相

濟テ 御手目録白羽二重被下置、一同六ツ時過退散

候事、

【翻刻 注】

- (1) 現在の東京都品川区北品川に所在する臨濟宗大徳寺派の寺院。寛永一五年(一六三八)に徳川家光によって創建された『日本国語大辞典(第一版)』以下、『日国』とする。
- (2) 現在の静岡市駿河区根古屋にある東照大権現(徳川家康)を主神とする神社。久能山東照宮と呼ばれる。元和二年(一六一六)に家康の遺骨が埋葬された。翌年、日光に改葬された後は、故地として東照社が創建された(『日国』)。
- (3) 久能山東照宮の学頭(諸大寺等の学事を統括するもの)『和漢三才図会』、『日国』。
- (4) 近世、京都御所の北西にあつた施設であり、参内における更衣装束の所とされた『徳川諸家系譜第三』。
- (5) 現在の京都市左京区にある下鴨神社(賀茂御祖神社)のこと『日国』。
- (6) 現在の京都市北区にある上賀茂神社(賀茂別雷神社)のこと『日国』。
- (7) 現在の京都府八幡市にある石清水八幡宮のこと。旧称は男山八幡宮(『日国』)。
- (8) 石清水八幡宮が所在する男山の北にあつた宿場(現在の京都府八幡市橋本)『日本歴史地名大系』以下、『歴地』とする。
- (9) 大川(旧淀川)に架かる天満橋と天神橋の中間にあつた船着場(現在の大阪市東区京橋二・三丁目)『歴地』。
- (10) 現在の大阪市を流れる旧淀川の本流のうち、中ノ島に沿う堂島川と土佐堀川の合流点から大阪湾に注ぐまでの部分。貞享元年(一六八四)に淀川の治水のために開削された『歴地』。
- (11) 天保二年(一八三二)、安治川の浚渫土を積み上げて形成された小山(現在の大坂市港区)『歴地』。
- (12) 現在の大坂府北西部を流れる淀川水系に属する河川(『歴地』)。
- (13) 現在の大坂市西成区の東部で旧住吉街道(紀州街道)に面する地域『日国』。
- (14) 現在の和歌山市加太の西方、紀淡海峡にある四つからなる島(地ノ島、沖ノ島、虎島、神島)の総称『歴地』。
- (15) 旧深山村(現在の和歌山県大川)における、北東は和泉国に接し太平洋に臨む入江(『歴地』)。
- (16) 紀伊国海部郡旧加太村(現在の和歌山市加太)に同定される。西と南側が海に面する地域『歴地』。

する。西方の海場には友ヶ島が浮かぶ(『歴地』)。

- (17) 現在の和歌山市加太にある淡島神社。紀州加太淡島神社とも呼ばれる。江戸時代には加太神社とも称された(『歴地』)。

- (18)『南紀徳川史』(以下、『南紀』とする)には、「勝野流由緒書」と「勝野流火炮圖」が掲載されている。

- (19) 天保山は廻船が入津する際の目標となつたことから、目印山(目標山)とも呼ばれた(『歴地』)。

- (20) 現在の和歌山市和歌浦中三丁目にある神社。徳川家康と初代の紀州藩主・徳川頼宣を祀る。和歌浦東照宮・紀州東照宮と呼ばれる(『歴地』)。

- (21) 現在の和歌山県海草郡下津町に所在する天台宗の寺院。紀州徳川家における歴代の菩提所『日国』。

- (22) 元和七年(一六二二)、和歌浦東照宮の創建に伴つて建立された別当寺・天曜寺の院号、一般の称『歴地』。

- (23) 和歌山藩第一代藩主徳川斉順の院号。家茂は、斉順の長子に当たる(『国史』)。

- (24) 和歌山藩第二代藩主徳川斉彊の院号『南紀』。

- (25) 徳川斉順の正室の院号『南紀』。

- (26) 和歌山藩初代藩主を務めた徳川頼宣の院号『南紀』。

- (27) 明石海峡の最狭部に当たる瀬戸内海に面した地域(現在の神戸市垂水区東舞子町)『歴地』。

- (28) 和歌山県北西部と徳島県東北海岸、淡路島との間の狭まつた海域・紀淡海峡もしくは由良ノ瀬戸の古称『日本大百科全書』、『国史』。

- (29) 近世に刀剣の研磨、淨拭、鑑定を生業とした家柄『本阿弥行状記』。

- (30) 京都府内を流れる宇治川・桂川・木津川の三川が合流し、大阪平野を南西に流下して、大阪湾に注ぎ出る河川『日国』。

- (31) 寝屋川に並行して流れる鯰江川に浮かぶ島。公儀橋・備前島橋が架けられていた。備前島町(現在の大坂市都島区網島町、東区京橋一・二丁目)にあつたが、鯰江川は昭和初期に埋め立てられた(『歴地』)。

- (32) 現在の和歌山県日高郡由良町に流れる由良川の河口にある横浜の付近に比定される地域『歴地』。

- (33) 紀伊半島の南端に当たる現在の和歌山県西牟婁郡串本町の潮岬から東側の太平洋に向かう海域（熊野灘）に面する漁港の一つ（『歴地』）。
- (34) 現在の和歌山県西牟婁郡串本町にある、臨済宗東福寺虎闖派の寺院（『金谷上人行状記』ある奇僧の半生）。
- (35) 現在の東京都品川区の東京湾に接する東部の沖合。古くは品川浦などと呼ばれた（『歴地』）。
- (36) 現在の東京都中央区にある浜離宮庭園（『国史』）。
- (37) 「水野忠精日記」文久三年一月二六日条によると、江戸城本丸の焼失に伴い家茂と和子は、徳川御三卿の「田安御屋形尔御引移被遊候」とある（大口勇次郎監修『水野忠精 幕末老中日記』第六巻、一九九九年、ゆまに書房）。
- (38) 現在の神奈川県横須賀市東部にある港（『歴地』）。
- (39) 静岡県の伊豆半島の南端と伊豆大島、神奈川県の三浦半島の南端を結んだ線の内側の海域（『日本大百科全書』）。
- (40) 伊豆半島の南東部に位置し、稻梓川と稻生沢川が合流して注ぐ河口の港（『歴地』）。
- (41) 現在の静岡県下田市柿崎にある曹洞宗の寺。その境内は南に下田港を臨む位置にある（『歴地』）。
- (42) 現在の静岡県下田市一丁目にある浄土宗の寺院（『歴地』）。
- (43) 駿河湾に臨む旧子浦村（現在の静岡県賀茂郡南伊豆町子浦）の港（『歴地』）。
- (44) 旧子浦村に所在する浄土宗の寺院（『歴地』）。
- (45) 静岡県の御前崎と愛知県の渥美半島を繋ぐ海域（『歴地』）。
- (46) 現在の三重県志摩郡阿児町の安乗崎にある港。志州四箇津（安乗・鳥羽・浜島・超賀）の一つ（『歴地』）。
- (47) 現在の和歌山県串本町大島にある臨済宗東福寺派の寺院（『歴地』）。
- (48) 現在の和歌山県串本町（『歴地』）。
- (49) 現在の串本町串本にある臨済宗東福寺派の寺院（『歴地』）。
- (50) 現在の東京都八丈支厅八丈町にある南部伊豆諸島の中で最大の島（『歴地』）。
- (51) 現在の大坂市北区の中之島北側を流れる旧淀川の本流。同島の西端で土佐堀川と合流して安治川になる（『歴地』）。
- (52) 大坂城の正門（大手門）（『解説版 新指定重要文化財 一三 建造物III』）。
- (53) 大坂城本丸の正門（前掲書）。
- (54) 大坂城天守の西北に位置する京橋門の出入口（『江戸参府紀行』）。
- (55) 現在の大坂府枚方市にあった、京と大坂を結ぶ淀川左岸に沿って通じる京街道の宿駅（『歴地』）。
- (56) 近世に京都の伏見と大坂との間を就航した三十石船の乗客に対し、大坂の枚方を中心とする流域において、酒や食物を押し売りした煮売船（『歴地』）。
- (57) 現在の京都市伏見区向島の宇治川に架かっていた橋（『歴地』）。
- (58) 現在の京都市東山区本町一丁目（五条橋口）から旧伏見町までの街道（『歴地』）。
- (59) 東本願寺（浄土真宗大谷派）と西本願寺（浄土真宗本願寺派）のこと。
- (60) 第一の天皇と伝えられる神武天皇の陵墓。所在地には諸説あるが、文久三年、勅裁により畠傍山の東北に位置する旧慈明寺村の神武田（現在の奈良県橿原市慈明寺町）にある小丘を陵として、修理が施された（『国史』）。当該の箇所は、老中の井上河内守正直が老中・水野忠精ら三名に対し、將軍家茂の從一位宣下多聞櫓文書にみる「文久の修陵」調布学園女子短期大学『調布日本文化』八号、一九九八年、一〇七・八頁）。
- (61) 現在の京都市東山区泉涌寺山内町にある真言宗泉涌寺派の寺院（『日国』）。
- (62) 江戸時代の末期に幕府が設置した武術の練習場（『日国』）。
- (63) 現在の京都市下京区東玉水町に所在する東本願寺の別邸。涉成院、東殿とも呼ばれた（『日国』）。
- (64) 現在の京都市左京区南禅寺福地町に所在する臨済宗南禅寺の塔頭（『日国』）。
- (65) 第二代将軍・徳川秀忠の院号（『日国』）。
- (66) 初代将軍・徳川家康の生母「お大」の院号（『国史』）。

【史料紹介 解説】

1 「昭徳公事蹟」の成り立ち

「昭徳公事蹟」（以下「事蹟」とする）は、一四代將軍・徳川家茂（一八四六⁽¹⁾）の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守貫三郎が著した記録を、太政官修史館⁽²⁾が書写したものである。野村は、家茂が將軍になる際に、紀州から近侍として江戸へ上った者の一人である。「事蹟」は、本編九巻と附録一巻からなる計一〇巻から構成される（表1）。記録の期間は、もともと和歌山藩主であった家茂が將軍に就いた安政五年（一八五八）の翌年正月から病没するひと月前の慶応二年（一八六六）年六月である。

「事蹟」のうち、二条城に関する範囲は以下の通りである。「事蹟」卷三「初度御上洛之記第一、再度御上洛之記第二」には、文久二年（一八六二）一〇月二日から元治元年（一八六四）一月一八日迄の出来事が記される。この巻では、一回目の上洛準備から帰府、二回目の上洛準備から京都滞在中の二ヶ月弱の出来事が取り上げられる。

文久三年の一回目は、寛永一一年（一六三四）に三代將軍家光（一六〇四⁽³⁾）が訪れて以来、將軍として二十九年振りの上洛かつ二条城への入城であった。「事蹟」卷四是、「二度目御上洛之記」と題され、元治元年二月一九日から六月一二日迄のことが記述される。慶応元年閏五月二二日から一月三日迄の約半年にわたる二度目の上洛については、「事蹟」卷七・八「毛利大膳征伐之記」に記載される。家茂は、將軍に就き亡くなる八年間において、三年続いて上洛し二条城に滞在したことになる。

「事蹟」と同じく野村の記録を用いて編集した史料に、「御小姓頭取野村丹後守筆記」（以下、「筆記」とする）がある。「筆記」は、堀内信⁽⁵⁾が編纂した『南紀徳川史』に収録される。堀内は、野村が將軍に近侍した時代の記録を有していることを知り、野村の住まいがある富士見町⁽⁶⁾を訪れた。ところが野村は重病であり会えなかつたばかりか、間もなくして亡くなつた。堀内は、野村の家の者へ旧時の記録がないか尋ねた。明治二九年（一八九六）の冬、野村の自筆によ

る二冊の記録が残つてることを知つた。堀内は、それらの資料が家茂の將軍在任時における、幕府の政務を窺い知る上で重要な記録であり、後世に伝えないわけにはならないと考えたという。⁽⁷⁾ 堀内曰く、「筆記」は「自記原稿の儘なる」ものに基づいて作成されている。

「筆記」は「事蹟」と照らし合わせると、「事蹟」卷一と卷二の一部、卷九の内容と同様である（表2）。「事蹟」のうち卷一・二は、いわば卷三以降の概要版となつていて⁽⁸⁾。例えば「事蹟」卷三に該当する箇所を卷一と照合すれば、卷三に記された日数が一〇五日に対しても卷一は三四日と、内容が省略されている⁽⁹⁾。いわば「筆記」は「事蹟」の概要版を再構成して成立している。

「事蹟」の卷一・二は、多くの場合、卷三以降の内容を省略するか、複数の日の出来事をまとめて記述している。しかし一方で、元治元年四月一八日の記述などのように、卷一の方が卷三よりも詳しく述べている箇所もある⁽¹⁰⁾。さらには、卷三に認められないが「筆記」には記述されている日数が一三日である⁽¹¹⁾。

以上の事から「事蹟」には、その大元となつた手記が別にあつた可能性がある。「昭徳公事蹟」と同時期に記された家茂の上洛に関する記録は、数多くある。一例を挙げると、幕府の重臣の立場で書かれたものでは、老中の水野忠精⁽¹²⁾、尾張徳川家当主の徳川慶勝⁽¹³⁾、元福井藩主の松平春嶽⁽¹⁵⁾の日記などがある。

2 「昭徳公事蹟」卷三の概要

本編では、紙面の都合上、「事蹟」卷三に所収された「初度御上洛之記第一」と「再度上洛之記第二」を掲載した。

（1）初度御上洛之記第一

①第一回目の上洛と滞京の期間

書き始まりは、文久二年（一八六二）一〇月二日であり、徳川家茂による翌年の上洛に向けた準備の段階より記される。

時に江戸幕府では、安政一五年（一八五八）に大老の井伊直弼が、日米修好通商条約を締結していた。それは孝明天皇（一八三一一六六）の勅許を得ずに進められたものであつた。天皇は、意に沿わない条約に反対すると共に攘夷論を主張した。幕府に対しては、海防の強化を唱えていた。一方、天皇は公武合

体を意図して、文久二年二月に妹の親子親王（和宮）を家茂へ降嫁させた。朝幕関係が揺れ動く最中の同九月、家茂による上洛の意志は示された。⁽¹⁶⁾

上洛に当つては、江戸城において將軍に近侍する者たちが供奉した。文久三年一月二二日の時点では、陸路と海路に分かれて上洛が行われる予定であった。小姓のうち野村らは、家茂と共に御召船（蒸気船）に乗ることになつていった。最終的に家茂は、陸路の東海道を選んだ。⁽¹⁷⁾

この時に供奉した者たちは、『御上洛御供奉御用掛』や『御上洛御用掛供奉御役人附』⁽¹⁸⁾に記載されており、野村貫三郎をはじめとする「事蹟」に掲載された人物との照合ができる。供奉した者たちは、位や職種・立場に関わらず多岐にわたり、大番や勘定奉行、作事方、鷹匠、絵師、坊主衆などがいた（表3）。

家茂が江戸城を出発したのは、二月一三日であつた。⁽¹⁹⁾ 同二一日、駿府城に立ち寄つた際には、初代將軍・家康が最初に埋葬された久能山東照宮への参詣が行われた。春先の三月四日、家茂は京都に到着して二条城に入つた（図2）。当初、滞京の期間は十日間の予定であったが、三月一七日の時点では二一日に延長することになった。それが勅諭によつて延引し⁽²⁰⁾、さらに朝廷の意向を汲んで二三日まで伸びた後、帰府は一旦取り止めとなつた。結局、六月三日に帰府の許しを得るために参内し、家茂が京都を出発できたのは六月九日であった。その後、大坂城を出発したのが六月一三日、江戸に到着したのは真夏の六月一六日であった。結果として一回目の滞京は、九五日間に及んだ。

②参内

家茂が初めて参内したのは、三月七日のことであつた。この時の家茂は歎待を受けつつ、攘夷の為の策略や期限などについて問われた。降嫁した和子の安否も聞かれた。その後も同一一・一九・二二日、四月二・四日、五月一八日、六月三日に参内が行われた。参内の際には、御所の北西にあつた施薬院に立ち寄り、衣冠が改められた。四月二日に参内した際には、天皇より馬を拝領している。

五月二〇日には、尊王攘夷派の公卿であった姉小路公知（一八三九・六三）が御所北面の朔平門外にて殺害された。⁽²⁶⁾ 将軍の滞京中に殿上人が御所近辺で暗殺されたことは、朝幕関係の一大事であつた。御所周りの門は各藩に振り分けられて固められ、同月二五日には十万石以上の大名へ京都の警衛の命が下された。⁽²⁷⁾

③御成

家茂は参内に加え、二条城から出掛けた。三月一一日には、攘夷の親征を兼ねて、孝明天皇による上賀茂・下鴨神社への行幸に仕えた。⁽²⁸⁾ 続いて四月一一日には、石清水社への行幸が行われた。それは、攘夷の奮起を促す意味合いを持った。⁽²⁹⁾ 一橋慶喜ら警衛の武士が随行した。家茂は病により供奉しなかつた。

四月二一日、家茂は日を改めて石清水社を参詣した。その後、橋本宿より乗船して淀川を下り、大坂八軒家より上陸して大坂城へ入つた。二三・二六日には、船で大阪湾や神崎川辺りの台場などを巡覧した。

四月二八日から五月四日にかけての六日間は、大坂から和歌山、兵庫、徳島の瀬戸内海・太平洋沿岸に海防の強化を目的として設置された、砲台等の巡覧に出かけた。家茂は馬に乗つて大坂城を出発した。天王寺経由で泉州に至り、船に乗り込んで大阪湾と紀州半島の沿岸を巡つた。家茂は、出身の地である紀州等の所々を巡見した。その一方で野村は、名代として和歌宮（神社）の参詣や南紀徳川家の菩提寺である長保寺で先祖参りに勤めた。家茂は、五月十日に二条城へ戻つた。

④二条城の利用

二之丸御殿では、徳川御三家や、家茂の後見職を務めた一橋慶喜（一八三七・一九一三、後の五代將軍・徳川慶喜）ら重臣との対面が行われた。三月一〇日には勅使を受け入れた。四月三日には、黒書院で西本願寺の門跡らと対面した。

三月八日には、城内における武器類の確認が行われた。同月一二・二二〇・二八日、四月四日には、廻曲輪にて乗馬がなされた。そのうち四月四日については、一橋慶喜や京都守護職の松平容保（一八三六・一九三）らも乗馬に加わつた。

⑤海路による帰府

三月二一日の時点では、東海道筋より江戸に戻ることが予定されていた。⁽³¹⁾ 六月一三日、大坂城を出発した家茂は、川船で大阪湾へ出て蒸気船に乗り換え、紀州半島周りで江戸へ向かつて出航した。同二六日には品川沖へと至り、端舟（小舟）に乗り換えて浜御庭より上陸した後、江戸城に帰着した。

（2）再度御上洛之記第二

①第二回目の上洛

書き出しは、文久三年一月一日である。二回目の上洛は海路を採ることになった。総裁職から老中、若年寄を始めとして、小姓、小納戸衆、腰物方、研師などに至るまで供奉人が記される。船団は、御座舟一隻と特別艦三隻から構成された。上洛に当たっては、二〇数頭の馬が先回りで手配され、馬の世話役たちが同行した。一部の御側衆と小姓らは、東海道を使い陸路で上洛した。

文久三年一二月二七日、家茂は、その前月に焼亡した江戸城本丸・二之丸に代わって居所としていた田安坂御殿を出発した。浜御庭を経由して品川沖より蒸気船に乗り、紀州半島周りで大坂湾に至る航路は、初度の復路と同様である。

大坂城に到着したのは、翌年一月の八日であった。一四日には大坂城を出発し、伏見の役宅にて一泊した後、翌日の正午頃には二条城へ入った。⁽³³⁾ なお再度上洛の記録では、天候の変化や立ち寄り先など航海の様子が事細かに記されている。

②参内と御成

家茂の参内は一月二二・二三・二七日、二月一四日に行われた。一月二七日の参内際には、孝明天皇が従一位の宣下の意を家茂へ伝えた、勅書によると叙位の理由には、神武天皇陵の整備に対する功績が挙げられている。家茂は、一旦辞退しようとしたが、格別な思し召しにより、同二九日に宣下を受けることになった。⁽³⁴⁾ 二月四日には、将軍が従一位に叙せられたことについて、老中より野村ら出仕の者たちへ向けて報告がなされた。

家茂による御成は、二月七日の泉涌寺、同二二日の南禅寺塔頭・金地院と知恩院、東本願寺及び枳殻邸を対象地として挙行された。

③二条城の利用

文久四年一月一五日の正午頃、家茂が二条城に入った際は、輿に乗つたまま玄関より二之丸御殿に入つた。家茂は、虎の間（遠侍三の間）⁽³⁵⁾ 南面の板縁で輿を下り、大広間から白書院を通つて、御休息（奥向きの居間）の上段に着座した。同所では三献の儀が行われた。八時には御座の間に出て、一橋慶喜や年寄衆らと着城に伴う対面が行われた。時期をずらして、他の大名との対面が行われた。翌一六日の九時過ぎに勅使が登城した際には、大広間において対面が行われた。その半時後に坊城俊克ら公卿が登城し、黒書院で対面がなされた。この時

には、御所より板輿を賜つている。

前述の二日間の記述の中には、二之丸御殿の室として、虎の間・大広間・白書院・御休息・御座の間・黒書院の表記が見られる。⁽³⁷⁾ 表4は、家茂を中心として各室を使つた月日、用途、滞在した人々を取りまとめたものである。

上洛に供奉した者たちが、二条城に詰める際は、御目見の身分かそれ以下に閑わらず料理は原則として出なかつた。それゆえ、弁当は各自が旅宿より持参しなければならなかつた。一方、奥向の者たちには料理が出された。⁽³⁸⁾ ここから台所が使われていたことが窺い知れる。

（3）結び

文久三年三月四日、徳川家茂は、東海道を通つて上洛し、二九年振りに將軍として二条城に入った。將軍不在の間、二条城を職務の地とした二条在番は、文久二年閏八月の二条定番の設置に伴つて廃止されていた（『柳營補任』五）。

家茂にとっての二条城は、三代將軍家光までと同じく参内のための居所であると同時に、上方における江戸城の出先機関の一つと言える位置づけにあつた。

二条城には、老中ら重臣に加え、將軍の周りの用事をする小姓たちや、城の取り扱いや案内を担う坊主衆らが勤めていた（翻刻）華道家元池坊總務所藏「御代替御礼継目記録」（『研究紀要元離宮二条城 第三号』）。それら家茂に近侍する者たちが詰める為の建物が、二之丸御殿と台所、御清所の周囲に増築された状況は、「二条御城二之丸御殿向井仮建物絵図」（口絵3・参考図）と照合できる。

二之丸御殿は、將軍が勅使や側近ら、来客との対面や会食、儀礼等に用いられた。また家茂は、城内で武器を確認し、乗馬を愉しむなどした。家茂の滞在中、二条城では一部の近侍たちが寝食を伴つて実務を行つていた。ゆえに台所や、炊事場、井戸、風呂、便所なども稼動していたことが窺い知れる。

長年の將軍の不在中、台所と御清所は利用されていたが（（翻刻）東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（本書に翻刻を掲載））、二之丸御殿の利用の実情は詳らかではなかつた。本史料紹介を通じて、二之丸御殿に御休息や御坐間等が設けられたことを立証し、それら建物の利用について具体例の一端を示した。

【解説 注】

(1) 国立公文書館蔵。元は内閣文庫にあつたものが同館に移された。

(2) 野村は、小姓を指揮し將軍の身辺の用事を取り扱う立場にあつた。知行高は三七五俵である。家茂が亡くなつた後には静山と号した(『南紀徳川史』三巻)。

(3) 「事蹟」が記された墨紙には、中央下部に「修史館」の印字がある。そこから「事蹟」は、太政官直轄の組織であった修史館が、野村の記録を書き出したものと見なされる。修史館は、明治一〇年(一八七七)に国史の編纂を目的として設置され、史料の調査と蒐集を行つた。現在の東京大学史料編纂所の前身に当たる。内閣制度の実施に伴つて、修史館は同一九年に廃止された(『国史』)。

(4) 『南紀徳川史』三巻に所収。

(5) 堀内信(ほりのうちまこと)は、幕末から明治時代にかけての紀州藩堀内家九代藩主であり、『南紀徳川史』全一七二巻を編纂した。

(6) 田代博『富士見』(祥伝社、一〇一年)によると、富士見町は日本全国に数多くあるという。野村の住まいがあつた富士見町の詳細は詳らかではない。

(7) 「幕府御繼承の翌年安政六年正月より慶應二年六月廿八日則ち薨御前迄八年間の御事蹟を私記したる日記也信御本記を編するに當り貫三郎は旧時の知己今尚存するを聞き就て聞く處あらんと富士見町なる其居を訪ぶに遇々病篤しとて面語を得す」(『南紀徳川史』三巻、一八八頁)

(8) 「筆記」と「事蹟」の記述そのものは、ひらがなどカタカナの違いなど表記の違

いが一部で見られる以外、同一である。

(9) 堀内による二冊の自筆本とは、「事蹟」の巻一・二と巻九に該当する。堀内は「事蹟」の巻三から巻八に当たつていないと見られる。

(10) 「事蹟」三巻と「筆記」に記述された年月日が重複するのは、以下の通りである。

文久三年 正月二三日、二月一三日、三月四日・一一日、四月二日・二二日から二八日、五月四日・一〇日、六月九日・一三日、一二月二七日から晦日

元治元年 正月朔日から八日、一四日から一六日、一月六日から九日、一一日、一二日、一七日

(11) 例えば「事蹟」巻三における文久三年四月一八日条「御對顔、四半時過勝野流小

筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固之御家來江 御目見被 仰付 相濟」の記述は、同卷二において「御對顔、遊被四半時比右海岸ニテ勝野流早込小筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固並加太浦ニ罷出居候紀州様御家來一同通御掛 御目見被 仰付」となつてゐる。このような違いは、その他にも一部で認められる。よつて卷一・二は、その後の巻の単なる省略と言つて切れない。

(12) 「事蹟」巻三には記述されていないが同卷二に記述されている年月日の記述を、以下に補完として抜粋する。

十一月廿六日
文久二年

一、塩谷弘藏・芳野立藏於 御坐之間講釈被 仰付、御聽聞被遊候、
正月十八日
文久二年

一千住筋へ鶴御鷹野として被為 成、黒鶴四羽御手二入申候、

但京都へ例御進献ニ相成候事、
(※以下、巻三に収録されているため中略)

同廿八日 (前略) 陸路之通夜五半時比大坂 御城へ 還御被遊候、
(四月)

一、御実父様 頤龍院様 御廟紀州浜中長保寺ニ有之候ニ付、兼テ 御參詣被遊度
被 思召候折柄、幸ひ紀州加太浦迄被為 成候ニ付テハ、御參詣被遊度
祖御宮并紀州様 御代々御靈屋和歌浦ニ有之候ニ付、旁御両所へ 御參詣被遊度
旨、御老中御供之板倉周防守へ 御意有之候処、御孝道之程、乍恐奉感直様道法
等被尋候處、其筋之者より申出候ニハ、陸路ニテハ和歌浦迄四里程、浜中長保寺
へ十里余も可有之哉ニ申出候、御船ニテ被為 入候ハ、御日合も相掛り不申候
得共、風模様不宜陸路ニテ被為 成候テハ御日合相掛り、且ハ摂海 御巡覽之折
柄故、御手間被為 取候テハ如何可有御座哉と申上候処、御尤ニ被 思召、御見
合ニ相成申候、併 御殘念之御様子ニテ、御供ニ被 召連候御小性頭取野村丹後
守へ 思召ヲ以 御名代相勤候様内々被 仰付、御供先より直ニ和歌 御宮初并
浜中長保寺 頤龍院様 御廟へ 御名代相勤、陸路通り五月三日大坂へ戻り言上
仕候、御孝道ニ被為 在候段、乍恐人々奉等候、
(※以下、巻三に収録されているため中略)

孟子 林大学頭

右於御休息、講釈被仰付、御聽聞被遊候、

一、還御後諸御稽古事并御次稽古事等、例之通り御初相成候事、
八月二日

一、山吹之間へ出御、表御儒者其外三人罷出輪講申上、入御、
山吹之間

每月

一ノ日 孟子輪講 六ノ日 史記会読

右表方・御番方不残其外供罷出候事、
但布衣以上御役人聽聞三出候事、

御黒書院前稽古場

三ノ日 八ノ日

右同断稽古相始メ候三付、御用透之節度々 出御、被遊 御覽有之候、

同三日

一、御黒書院へ出御、右御稽古場ニテ表方槍劍二術 御覽被遊候、

同六日

一、西湖之間より羽目之間へ出御、於山吹之間史記会読 御聽聞有之候、
同十一日

一、羽目之間へ出御、山吹之間輪講 御聽聞被遊候、

右之通 御聽聞時々有之候ニ付、以後略ス、

同廿二日

一、御黒書院へ出御、御同所御入類へ御着座、講武所劍術方 御上洛御供之面々

ト奥詰之者交リ劍術試合被仰付、終日 御覽被遊候、

一、武術御引立之折柄、表方ハ勿論、奥向ニテモ日々稽古出精致候ニ付、御満足ニ
被思召、學問の方モ猶又御世話被為 在候ニ付、追々上達之者も出来、誠ニ難
有事ニ御坐候、

九月廿三日

一、学問所 一、練練所 一、講武所 一、開成所 一、越中島

右之ヶ所へ思召ヲ以テ御小性・御小納戸申合、明ケ番ヨリ五六人ツ、折々罷

越、稽古場之様子修行人之出精之廉々、翌日当番罷出候上、委しく申上候様
被仰付、夫ヨリ一際諸稽古出精致し候由、

十月六日

一、仙台御用馬吹上御馬場ニテ 御覽可被遊旨被仰出、兼々御馬御好被遊候ニ付、
御自身御極被遊候、

十一月十五日

一、御本丸 御炎上奉絶言語驚入候御事ニ御坐候、直ニ吹上新御構へ 御立退被遊、
翌々十七日清水御殿へ御引移被遊候事、

同廿六日

一、田安 御館へ御引移被遊候事、

(13) 「水野忠精日記」(『水野忠精 幕末老中日記』)。

(14) 「公辺御用留記」(徳川林政史研究所蔵)。

(15) 『松平春嶽全集』第三・四巻。

(16) 「昭徳院御実記」文久二年九月七日条によれば、「来(文久三)亥二月御上洛可被遊旨、被仰出候ニ付、被仰遣之」とある。この時、小普請奉行や、作事奉行の人事も同時に行われている(『続徳川実記』第四編)。

(17) 「昭徳院御実記」文久三年二月九日条によれば、「御軍艦ニ而御上洛可被遊旨被仰出候處、御都合も有之ニ付、來十三日御発駕、東海道筋御上洛可被遊旨」とある(『続徳川実記』第四編)。

(18) 江戸東京博物館蔵『御上洛御供奉御用掛』(文久二戌年二月閏板、同三亥年二月改正、出雲寺萬次郎ほか)、「御上洛御用掛供奉御役附」(文久三年)。

(19) 「昭徳院御実記」文久三年一月二五日条には「右東海道ハ凡五百人、二百五十足程、中山道ハ凡三百人余、百五十足程之人馬遣高を自當に、両道ニ割合」とあり、約八〇〇人が二手に分かれて陸路を探ることが記されている(前掲書)。この時に上洛した者たちを記録した『御上洛御供奉御用掛』には、徳川御三家や老中ほか六六九名が記されている。

(20) 「忠能卿記」文久三年三月五日条によると「晴、今日征夷大将軍内大臣家茂公自大津上京直入二條城云々」である(『孝明天皇紀』第四)。

(21) 「非藏人日記」文久三年三月五日条によれば「二月十五日辛卯、大樹公來廿一

日御出帆御京著之上日數十日之間在京被為在之旨奉行清水谷殿被相觸」とある(前掲書)。

(22)

「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿一日条における「三月十九日御参内之節御渡有之由之勅書」によると、「大樹帰府之事、段々以 勅諭被 召止候事、

先日 御沙汰為在候通」とある(『続徳川実記』第四編)。

(23)

「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿三日条によると「納言(徳川)慶篤)殿、一、御参内被遊候處、再応 御所より被 仰出之趣も有之候ニ付、今二十三日当地御発駕御延引被 仰出候」とある(前掲書)。

(24)

「璣記抄」文久三年三月七日条には、「主上ヨリ大樹へ和宮御安否ヲ御聞被遊 御氣丈ニ被為入候ト大樹被申」とある(『孝明天皇紀』第四)。

(25)

「実麗卿記」文久三年四月一日条によれば、「大樹參内於小御所御対面御馬(置倭鞍総鞚如常) 左右馬寮一人牽之三匝之後高家一人相渡了更於御学門所御対面賜酒肴菓子等」とある(前掲書)。

(26) 「実麗卿記」文久三年五月二一日条(前掲書)。

(27) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年五月二五日条(『続徳川実記』第四編)。

(28) 「前掲書」文久三年三月一日条。

(29) 「忠能卿記」文久三年四月一日条によれば、「今日、卯刻石清水社行幸攘夷敍願御祈請云々其辰刻出御」とある(『孝明天皇記』)。

(30) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年四月一〇日条によると「公方様御風邪發熱ニ付、明十一日石清水社 行幸之節、供奉御断被 仰出候」とある(『続徳川実記』第四編)。

(31) 「前掲書」文久三年三月二一日条。

(32) 「水野忠精日記」文久三年一月一五日条によると、「一、夜六時過 御城内出火之旨(中略)一、御本丸西丸共御炎上ニ相來」とある(『水野忠精 幕末老中日記』)。

(33) 「昭徳院殿御上洛日次記」元治元年一月二十五日条(『続徳川実記』第四編)。

(34) 外池昇「江戸城多門櫓文書にみる「文久の修陵」(調布学園女子短期大学『調布日本文化』八号、一〇一—一二七頁、一九九八年)。

(35) 元離宮二条城事務所蔵「二条城御城二之丸御殿向井仮建物絵図」(文久二年(一八六二))の記載を参照した。現在、同所は柳の間と呼ばれる。

(36) 屋根や腰の両側に板を張った輿のこと(『日国』)。

(37)

御休息と御座の間は、文久二年以後に建設されたものであり、現存はしない。また一月一八日と二四日の記述には、それぞれ御表、大表という表記が見られる。

これは、江戸城における表向に該当すると見られる。引いては、御休息と御座の間は、江戸城の中奥に比定される(深井雅海『図解 江戸城をよむ』原書房、一九九七年)。

(38)

「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年正月二二日条による「御在京中二条 御城相詰候面々、布衣以下之分者、御賄料被下候間、銘々旅宿より弁当持參候様可致候、尤布衣以上之面々へハ御料理被下ニ而可有之候」とあり、第一回目の上洛に引き続くものと見られる(『続徳川実記』第四編)。

表2 「御小姓頭取野村丹後守筆記」と記載範囲
と「昭徳公事蹟」との照合

記録期間	「御小姓頭取野村 丹後守筆記」 『南紀徳川史』 卷3	「昭徳公事蹟」	
安政6年1月1日～ 文久2年6月6日	190—217頁	卷1	全頁
文久2年7月8日～ 元治2年6月25日	217—246頁	卷2	32—136頁
元治2年7月1日～ 慶応2年6月28日	236—279頁	卷9	全頁
—	279—282頁	卷2	23—31頁

表1 「昭徳公事蹟」全巻の構成と記録の期間

巻	部題名	題名	期間
1	野村静山手記 至卷九附錄皆同	—	安政6年1月1日～ 文久2年6月6日
2	赤坂御在住中 御言行大意	—	文久2年7月8日～ 元治2年6月25日
3	上洛之部	初度御上洛之記第一 再度御上洛之記第二	文久2年10月2日～ 元治元年2月18日
4	上洛之部	二度目御上洛之記	元治元年2月19日～ 〃 6月12日
5	長防進発之部	松平大膳大夫御征伐 御進発之記第一	元治元年8月2日～ 〃 10月27日
6	長防進発之部	毛利大膳 御征伐之記第二	元治元年11月1日～ 元治元年5月9日
7	長防進発布告之部	毛利大膳 御征伐之記	慶応元年5月20日～ 〃 9月13日
8	長防進発布告之部	毛利大膳 征伐之記	慶応元年9月13日～ 〃 12月25日
9	長防進発滯坂中	—	元治2年7月1日～ 慶応2年6月28日
附	—	—	(家茂の生い立ちから 晩年までの事柄)

表4 徳川家茂による二条城二之丸御殿の利用状況

月	日	室	行為	相手
【文久3年】				
3	4	御座間※ (休息)	三献の儀	—
	17	黒書院※	対面	徳川茂承
	24	御座間※	〃	徳川慶篤
4	3	黒書院	〃	西本願寺門跡等
6	9	休息※	対面、贈与	徳川茂徳／松平容保
【元治元年】				
1	15	休息	三献の儀	—
16	御座之間	対面	一橋慶喜、年寄衆、 松平春嶽、其外諸大名	—
19	大広間	〃	勅使	中納言／松平春嶽
	黒書院	〃	坊城俊克、野々宮定功	稲葉正邦
	御座之間	会食	松平春嶽、島津久光、 伊達宗城	—
	20	〃	対面	徳川茂承
	白書院	会食	一橋慶喜、年寄衆、 松平春嶽、其外諸大名	—
	22	休息	会食等	中納言
	23	—	会食	松平下野守、長岡護美、 細川護久

*室の項目において「※」を付記した室名は、『続徳川実記』第四編を参照し、補記した。

*室の項目のカッコにおける室名は、本来使用する所。

月	日	室	行為	相手
1	24	大表	対面	勅使
	25	—	対面	東・西本願寺門跡
	29	大広間	位記入御覽	高辻修長
		—	対面	中納言
2	1	休息	対面、会食、 贈与	中納言／松平春嶽
	2	休息	贈与	稲葉正邦
	5	〃	喫茶、贈与	松平春嶽、島津久光、 伊達宗城
	9	〃	対面、喫茶	徳川茂承
	10	飲酒等	—	—
		黒書院	会食	徳川茂承
	11	〃	対面	尊秀法親王
		(御座之間)	〃	松平容保、家来
	13	休息	対面、会食	中納言
		贈与	松平春嶽	
	15	御座之間	任命	松平春嶽、松平容保
	16	休息	任官、贈与	松平春嶽
		—	命令、贈与	松平容保
	18	〃	対面、喫茶	橋本実麗
		会食、飲酒	橋本実麗、 松平春嶽、松平容保	

表3 『御上洛御供奉御用掛』記載の供奉人等の人数構成

御上洛御用掛 (人)		御勘定奉行	1	両御番格御座敷	3
御老中、若年寄、御側衆、大目付、御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役		御目付	2	小十人格御座敷	5
13		御上洛之節御先江 (人)		御召馬頭	1
御上洛御道筋御用掛 (人)		総裁職	1	御馬頭	1
人御目付、御目付		御上洛御供奉御役人 (人)		御馬方	2
御上洛御宿割 (人)		御老中	2	御馬医方	1
御目付		御老中 公用人	8	御膳奉行	2
御目付御徒目付衆		若年寄	2	御賄頭	1
御目付御小人目付衆		若年寄 公用人	6	御膳所御臺所頭	2
御上洛御先登 (人)		御側衆	3	御膳所組頭	3
御老中格		御供押溜之間	1	御細工頭	1
御老中格公用人		御先御供	2	御同朋頭	1
御高家衆		講武所御奉行	1	御同朋	1
御勘定奉行		講武所頭取	2	奥御坊主組頭	1
御勘定吟味役		講武所謂方	4	奥御坊主御小道具役	4
御勘定衆		講武所勤番	2	奥御坊主衆	38
支配勘定衆		講武所師範役 剣術	2	御用部屋御坊主衆	10
御作事奉行組頭		講武所教授方	5	御時計役御坊主衆	6
御作事奉行下奉行		講武所師範役 槍術	1	御土圭間御坊主衆	16
元払御納戸頭		講武所教授方	3	表御坊主組頭	2
元払御納戸組頭		講武所師範役 砲術	4	表御坊主衆	16
御納戸衆		歩兵頭並	1	御数寄屋頭	1
奥御右筆組頭		砲術教授方	1	御数寄屋組頭	2
御代官衆		砲術方千人頭	2	御数寄屋坊主衆	7
御徒目付衆		長柄方千人頭	1	御徒目付組頭	1
御馬頭		御書院御番頭	2	御徒目付衆	20
御馬医方		御書院組頭	2	御徒押衆	4
御上洛之節御先江 (人)		御小性組御番頭	2	黒鋤頭	1
(尾張前大納言)		御小性組組頭	2	御持挑灯奉行	1
(水戸中納言)		御小性組組番頭格	2	御中間頭	1
3		御小性組次席	1	御小人頭	1
(一ツ橋中納言)		学問所御奉行	1	御小人目付衆	31
御差添御役人衆 (人)		大御目付	2	御駕籠頭	2
大御番頭 (与力十騎、同心二十人)		御勘定奉行	1	御代官衆	2
31		御勘定奉行組頭	2	御上洛之節御旅館勤番 (人)	
大御番頭 組頭		御小性頭取衆	6	新御番頭	2
御書院番頭 (与力十騎、同心二十人)		御小性衆	27	新御番組頭	2
31		御小納戸頭取衆	5	御持筒頭	2
御書院組頭		御小納戸衆	71	御手御鉄砲頭	4
御小姓組番頭		御目付衆	11	御小人頭	2
御小姓組組番		御使番衆	4	御小人組頭	4
大御目付		御徒頭	8	御徒頭	2
御勘定奉行		御徒組頭	16	御徒組頭	4
御目付		御腰物方	2	御旅館并御警衛向其外	
講武所頭取		御鷹匠組頭	1	御入用取調御用	2
講武所師範役 剣術		御鷹匠衆	4	御供奉御大名 (人)	
2		御鳥見組頭	1	"	21
講武所師範役 槍術		御鳥見	5	御上洛逗留中二条御城 (人)	
1		奥御儒者	1	警衛	
講武所教授方		奥御医師	10	"	7
4		御番医師	3	同断之節御火之番	2
講武所調方出役		奥御絵師	2	同断之節京地御警衛	
4		奥御右筆組頭	1	援兵御用	5
一橋様御附 (人)		奥御右筆衆	4		
御家老		表御右筆組頭	1	総 計 (人)	
2		表御右筆衆	2	669	
御番頭					
4					
御物頭					
2					
郡御奉行					
2					

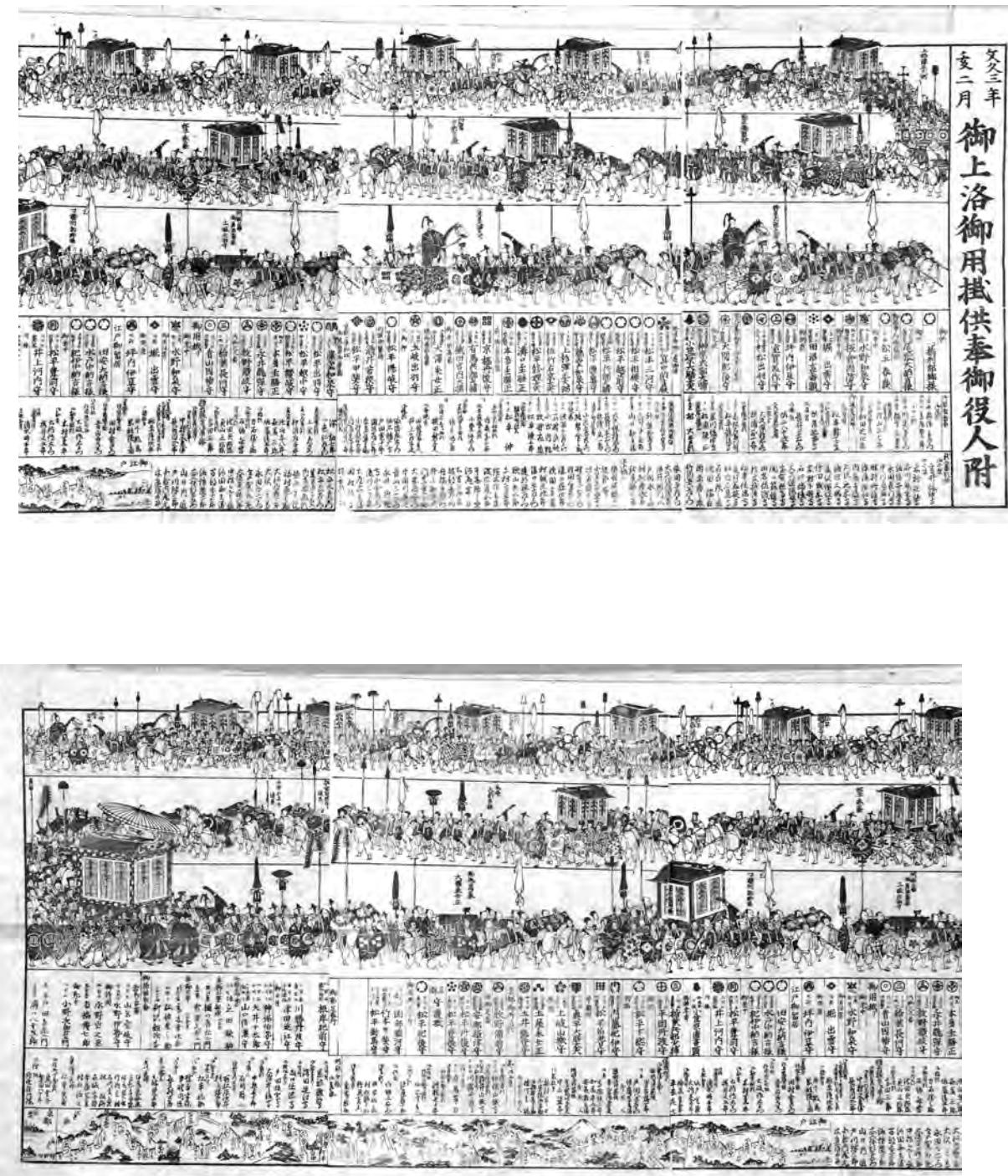


図1 京都市歴史資料館蔵「御上洛御用掛供奉御役人附」(大塚コレクション 1109)

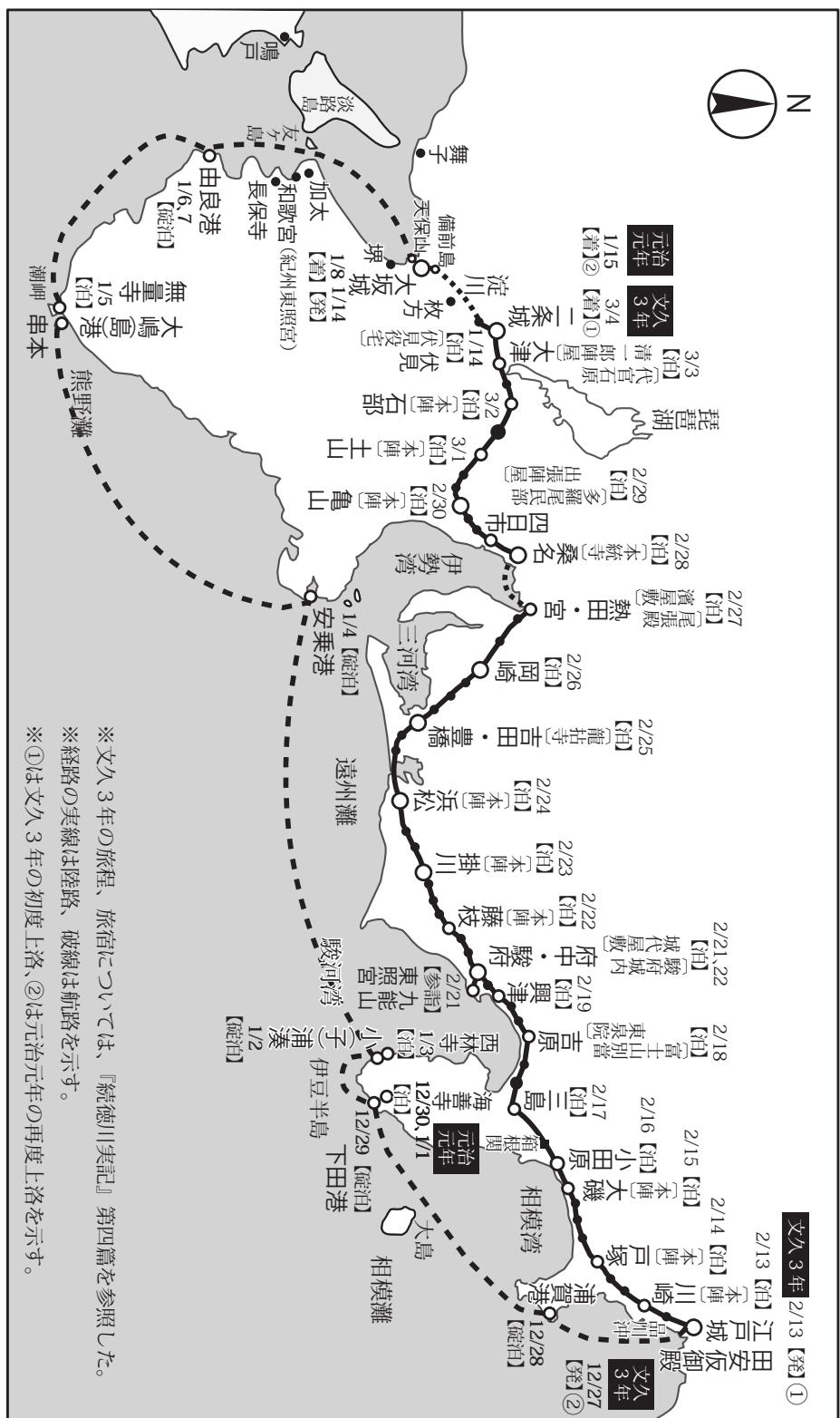


図2 文久3年・元治元年における徳川家茂上洛の旅程（往路）